

平成 27 年度 第 2 回南島原市入札監視委員会 概要報告書	
開催日時	平成 27 年 11 月 17 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
開催場所	南島原市役所 3 階 大会議室
報告案件 及 び 審査案件	1. 開会 2. 報告案件 （指名停止措置案件 2 件の報告） 3. 抽出案件の審査・質疑応答 ①有家配水池施設整備工事（土木） ②市道大払茸山 1 号線道路改良工事 ③簡易水道再編推進事業に伴う測量設計業務委託 ④水道施設整備工事重点監理業務委託 ⑤市内東部地区中学校空調設置工事設計業務委託 4. 質疑案件 （指名業者数の基準について） 5. その他 6. 閉会
出席者 （委員）	委員長 梅本 義信 委員 本田 博徳 委員 岩本 公明
（南島原市）	南島原市副市長 山口 周一 総務部 管財契約課長 小林 道昭 " 管財契約班長 中村 健 " 管財契約班 隈部 修司 水道部 上水道課長 加納 孝 " 企画整備班長 相良 保 建設部 建設課長 松嶋 嘉治 " 建設改良班 田中 健一 教育委員会 教育総務課長 山崎 康德 " 施設管理班長 松藤 邦夫

【議事】

意見・質問事項	回 答
1. 開会 2. 報告案件 ・指名停止措置案件の報告について (委員) 契約辞退の理由は。 (委員) 最低制限価格はないのか。 3. 抽出案件の審査・質疑応答 ①有家配水池施設整備工事（土木） (抽出理由) ・入札無効理由、経緯について説明を求める ・1億円を超える大規模工事であるが、再入札の落札価格が最低制限価格の差が、わずか7千円であるため抽出した	(事務局) 1件目として契約辞退が不正又は不誠実な行為に当たるとして、長崎市の(株)長崎イシガキ、2件目として不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、大阪市の(株)クボタの指名停止措置について報告を行った。 (事務局) 3カ年の長期継続契約の案件であり、1年間の業務委託の金額を記すよう入札説明書に記載していた。応札者は準備していた応札額を、勘違いしてさらに3で割ったものを記載したため、極端に低い金額で落札者となったことから、当該金額では業務ができないとして契約を辞退した。 (事務局) 最低制限価格はない。 (担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 入札の無効については、工事費内訳書の審査期間中において、予定価格を設定した設計書の内容と入札参加業者へ配付した資料の

(委員) ステンレスタンクの単価の間違い及び歩掛の誤りであったのか。 単価の間違いだけであれば、単価の差だけでてくるはず。単価の間違いだけであれば、結果が逆転することはないが。 自分たちの設計書と、業者に配布した設計書が異なっていたということか。 改めた場合、落札結果が逆転したという説明であったため疑念を持った。 もともと、市が求める積算を入札参加者は誰も行っていなかったということか。 違算によって順番が入れ替わるという説明であったので、単価の差が違うことだけでは入れ替わることはないと疑問を持っていた。もともと架空のものを入札にかけていたということか。	うち、「特殊単価」の金額が異なっていたことが判明した。 金額を改めて再計算をした結果、落札結果を左右する重大な結果となることから、本市の「入札前後において誤り等が判明した場合の対応マニュアル」により、入札を無効とし再入札を行った。 再入札の落札価格が最低制限価格の差が、わずか7千円であったことについては、最低制限価格のランダム係数によるもので、参加者全員が係数によっては落札候補者となり得たものであり、その係数の結果による差額である。 (担当課) 単価の間違いである。 金額を改めて再計算をした場合、ほとんどの業者が最低制限価格を下回る結果となる。 そうである。 逆転ではない。そもそも配布した設計書が誤っていたことによるものである。 そうである。 そうである。
--	--

(委員) 結果として、違うものが業者に流れてしまったということだが、業者に配付する資料と入札価格が違うということだが、チェック体制はどのようにしているのか。 (委員) 対策のとおり行えば間違いは起こらないだろうが、時間に追われるとミスが出るので余裕を持って仕事を行ってほしい。 (委員) あとは設計をした者の思いこみ。そのため、決裁が素通りしやすい。初心に返って仕事にあたってほしい。 ②市道大払茸山1号線道路改良工事 (抽出理由) ・落札額が最低制限価格と僅差	(担当課) 今回の件については、起工決裁の途中で誤りに気づき、修正したことを課の他の者にも伝えないまま決裁が進行してしまった。 また、起工設計書は修正したものの、数量の変更がなかったため、担当者は業者に配布する参考図書の修正は行っていなかった。 今回のことを受け、防止策として「起工決裁後、業者へ配布する参考図書を作成する」、「チェックを行う者を増やす」のほか、「修正があった場合決裁承認者全員に説明を行い資料等の再確認をする」など複数項目について新たな対策を取り入れた。 委員発言のとおりである。 (担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 落札額が最低制限価格と僅差になるが、この案件もランダム係数によるものである。 13 者中、係数によっては全ての業者が落札者となり得る結果である。
--	--

(委員) 失格した者も係数次第では落札者となり得たということか。 (委員) 最低制限価格については予定価格に対し何割というようなことは公表しているのか。 積算できれば、ランダム係数を掛ける前の金額は計算できるということか。 ランダム次第というところか。 【類似する内容であるため③、④一括審査】 ③簡易水道再編推進事業に伴う測量設計業務委託 (抽出理由) ・落札率が 30. 21%と極端に低い ・成果物の質に問題ないのか ・予定価格は妥当か ④水道施設整備工事重点監理業務委託 ・落札率が 43. 9%と極端に低い ・予定価格は妥当か (委員) 入札額と予定価格との違いがあるが、標準歩掛は公表されているものか	(事務局) そうである。低い係数が出ていれば、この失格者のなかから落札者となり得た。 (事務局) ホームページ上で公表している。 積算能力のある業者であれば当然可能である。 そうである。 (担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 (担当課) 積算については「全国簡易水道協議会」発行の「水道事業実務必携」の設計業務委託標準歩掛を基に設計をしており、国庫補助事業においてはこれを使用している。 成果物については、当該業者は昨年も同様の業務を受注しているが、問題なく履行しており、本年度についても 10 月までの進捗を見ると順調である。(資料にて説明) (担当課) 本が出ており、公表されている。
---	---

他の業者と違い、2業者のみ低いのはなぜか。 予定価格の3分の1に満たない程度の金額で受注しているが、きちんと履行できているのか。 最後に成果物をチェックしているので問題はないと思うが。 (委員) 簡易水道再編推進事業に伴う測量設計業務委託の直接人件費はいくらか。だいたい請負金額の4割前後だと思うが。 40%であれば、落札率が30%であることなので、労務単価を10%削って作業員に支払っていることが考えられる。 成果物としてはできているとの回答であったが発注してから、成果物を受け取るまでを、担当のみではなく他の者の目でも見る等によって成果品の質を上げるようにしてほしい。 (委員) 落札率が非常に低いということだが、役所としては問題なのか、歓迎すべきことなのか。	受注したいという業者の意志の表れであるにとらえている。 業者の履行形態の工夫等により実施可能であると考えている。 (担当課) 40%である。 (担当課) 国庫補助事業であり、廉価で落札した場合、その金額を他の業務に活用できるため、歓迎すべきことである。 ただし、落札の状況からすると、受注業者は人件費を削っていると推量できることから、最低制限価格を設定するなど、一定の線を引くことも一考すべきと考えている。
---	--

⑤市内東部地区中学校空調設置工事設計業務委託 (抽出理由) ・落札業者以外は全て超過 (委員) 金額は低いが、すべて超過したとき、聞き取りなどの対策はとっているか。 落札者以外はすべて超過し、1 者のみが範囲内ことから推量すると、今回の案件においては参加業者が推測でき、業者間の話し合いがなされているのではないかと疑念を持つ。 そういうことも考えると、指名業者数を規定の定数のみとし、業者数を減らすことで、競争性が高まると考えられるが。	(担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 (事務局) この案件については同一日 2 回目の入札をおこなったものであり、有効入札者は 1 者のみであった。 今年度の建設コンサルタントに係る入札が 7 件あるが、そのうち 2 件において有効入札は 1 者のみであった。 両件とも同じ指名業者であり、今回の業務がその案件の一つである。 (事務局) 行っていない。 (事務局) 市内の業者については限られているため、指名業者数を定数のみにすることは難しい部分がある。
--	---

(委員) 増やす場合に、どこまでが基準かということがなければ、逆に言えばあと１者のところはなんで落ちたの、と聞いてこられたら、なんと答えるか。 あそこが指名に入って、どうして自分のところが入らなかったのかと言われかねない。 (委員) そういうことであれば、それを「内規」として持っていたほうがよろしいのではないかと考える。 公表する必要はないと思うが南島原市として、きちんと定めておくべきではないか。 説明を求められたとき、行政として明確な回答ができない。 (委員) 今後、紆余曲折しながらでも、その基準を定めることを求める。 (委員) 裁量が働くというような疑念を持たれないよう、きちんとした線を引くことが大事であり、事故を未然に防ぐこともできる。 (委員長) これをもちまして、平成２７年度第２回南島原市入札監視委員会を終了します。	(事務局) 地域バランスや、同一旧町内などで抽出した場合、指名業者を追加するという傾向がある。 (事務局) 何者以上という基準なので、目途となる業者数以上の数を選定していた。
---	---